

資料 2

【案件 2】

◇ 気高循環バス、絹見バス使用料の
減免対象拡大について

気高循環バス、絹見バス使用料の減免対象拡大について

1 概要

鳥取市自家用有償バス条例を改正し、特定医療費（指定難病）医療受給者証を所持する難病患者及び障害福祉サービス受給者証を所持する者に対する使用料について、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者と同様の取り扱いとする。

2 変更する内容

「障害者等」の定義に、「特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証を所持する者」を加える。（別添、鳥取市自家用有償バス条例新旧対照表を参照）

3 変更する期日

条例改正にあわせて、平成29年6月27日とする。

《参考》

難病は、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されており、症状が変動することもあることから、難病認定された方でも障害者手帳が発行されていない方もおられます。

本市では、以前から障害者手帳の所持者に対しては、公の施設の使用料等の軽減を行うなどの支援を行ってきましたが、障害者手帳を交付されない難病の方に対しては、これらの支援措置が適用されていませんでした。

のことから、障害者手帳を所持していない難病患者へも、障害者手帳の所持者と同様の取り扱いを行うため、関係条例の改正を行います。

また、100円循環バス「くる梨」の運賃についても、同様の軽減措置を行うことにしています。

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年条例第37号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市自家用有償バス条例 平成18年6月26日 鳥取市条例第37号	○鳥取市自家用有償バス条例 平成18年6月26日 鳥取市条例第37号
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
(使用料) 第3条 自家用有償バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、降車の際に納付するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、期間乗車券により自家用有償バスを利用する場合は、利用者は、別表第2に定める額を当該乗車券の交付を受けるときに納付しなければならない。この場合において、既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。 (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 (2) 利用の中止の届出があり、その理由が正当であると認めるととき。	(使用料) 第3条 自家用有償バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、降車の際に納付するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、期間乗車券により自家用有償バスを利用する場合は、利用者は、別表第2に定める額を当該乗車券の交付を受けるときに納付しなければならない。この場合において、既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。 (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 (2) 利用の中止の届出があり、その理由が正当であると認めるととき。

第4条～第8条 略

附則 略

別表第1（第3条関係）

区分		使用料（乗車1回につき）
中学生以上		200円
小学生		100円
幼児		無料
障害者等		100円

備考 「障害者等」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費指定難病医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人
 (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態又は支援状態と認定された者及びその介護人

別表第2（第3条関係）

区分		金額
期間乗車券	中学生以上	400円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	小学生	200円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	障害者等	200円に有効期間内の運行日数を乗じた額

備考 1 期間乗車券の有効期間は、1月以上6月以内とする。
 2 「障害者等」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費指定難病医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人
 (2) 介護保険法の規定により要介護状態又は支援状態と認定された者及びその介護人

別表第1（第3条関係）

区分		使用料（乗車1回につき）
中学生以上		200円
小学生		100円
幼児		無料
障害者等		100円

備考 「障害者等」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護人
 (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその介護人

区分		金額
期間乗車券	中学生以上	400円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	小学生	200円に有効期間内の運行日数を乗じた額
	障害者等	200円に有効期間内の運行日数を乗じた額

備考 1 期間乗車券の有効期間は、1月以上6月以内とする。
 2 「障害者等」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護人
 (2) 介護保険法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその介護人

都交第 号
平成29年6月27日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

名 称 鳥取市
住 所 鳥取県鳥取市尚徳町116番地
代表者の氏名 鳥取市長 深澤 義彦

自家用有償旅客運送 変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の旅客から收受する対価の変更を行いましたので、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 鳥取市
住 所 鳥取県鳥取市尚徳町116番地
代表者の氏名 鳥取市長 深澤 義彦

2. 登録番号

中鳥市交第9号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

4. 変更事項

旅客から收受する対価
(別添書面参照)

※ 添付書類

- 旅客から收受する対価を示す書類（新・旧それぞれの内容が確認できるもの）
- 本変更について運営協議会で協議が調った旨の証明書

(案)

都交第

号

平成29年6月26日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

地域公共交通会議においての協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送の旅客から收受する対価の変更について必要との合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村

(名 称) 鳥取市生活交通会議

(対象市町村) 鳥取市

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日

平成29年6月26日

3. 合意の内容

(1) 運送主体 鳥取市

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

交通空白輸送

(3) 旅客から收受する対価

鳥取市自家用有償バス条例に規定する「障害者等」のうち、「(1) 身体障害者手帳、療育手帳の所持者及びその介護人」を「(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人」とする。

(4) 変更予定日

平成29年6月27日

平成29年6月26日

鳥取市生活交通会議

主宰者 鳥取市長 深澤 義彦 

